

令和4年9月30日
相模原市発表資料

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書（他1件）について

令和4年定例会9月定例会議第8日（9月30日開催）において、陳情の採択に伴い、民生委員会委員を提出者とした「議提議案第4号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書」、及び市民文教委員会委員を提出者とした「議提議案第5号 国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書」が提案され、いずれも賛成総員により可決されました。

なお、意見書の内容につきましては、別紙のとおりです。

以上



問合せ先

議会局政策調査課

電話042（769）9803

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の多様なニーズに対応し、地域社会で就業を希望する高齢者へ就業機会を提供することで、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実や健康の保持増進を図るとともに、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

現在、センターでは請負・委任に係る会員への配分金に消費税を含めて支払いを行い、仕入税額控除を行っている。しかし、令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度がそのまま適用されると、免税事業者であるセンターの会員が課税事業者となりインボイスを発行しなければ、センターは配分金に含まれる消費税の仕入控除が行えず、新たに税を負担しなければならない。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担に対する財源を捻出することは困難である。

また、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、地域社会で就業を希望する高齢者の受け皿として、センターの果たす役割はますます重要なものとなってきており、その影響は極めて大きく、正にセンター存続の危機を招きかねない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、センターの特性と社会的意義を十分考慮し、センター会員への配分金について、インボイス制度の適用を除外するなど、将来にわたりセンターの安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日提出

相 模 原 市 議 会

国 内
会 閣
あ て

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場の課題が複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するには、国による財源の保障はもとより、教員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保するための定数拡充や専門スタッフ配置などの施策、そして中学校を含めた35人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会が中心となり、教員の長時間勤務の改善に向けた取り組みが進められている。しかし、過酷な労働環境等により教員を志望する学生が減少して教員の不足・未配置が発生している状況であり、教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた教育環境の整備を十分に図らなければ、改善を確実なものとすることはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人学級を確実に進め、中学校での35人学級を早急に決定するとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフや介助員等の専門スタッフ職の拡充など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- 3 教員不足を発生させないために、労働条件の制度を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日提出

相 模 原 市 議 会

国 内
会 閣
あ て